



秋の総合健(検)診のお知らせ

特定健診、各種がん検診を次のとおり行います。生活習慣病予防のためにも年に1度は必ず健診を受け、健康づくりに取り組みましょう。

- **とき** 11月11日(日)、12日(月)、13日(火)。受付時間は午前8時30分から10時30分まで。混雑緩和のため受付時間を20分ごとに区切って案内しています。検診の案内票をご覧ください、受診してください
- **ところ** 総合福祉センター
- **申込方法** 健診を希望する人は、申込書を送付しますので電話でご連絡ください。申込書には必要事項を記入し、希望する健診日の1か月前までに返送してください
- **健(検)診内容** 各種がん検診(胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん・子宮がん・乳がん・肝炎ウイルス)、結核検診、特定健診、基本健診
- **申し込み** 総合福祉センターまで

乳幼児健診・相談

10月の乳幼児健診は次のとおりです。該当者には事前に通知をしています。ご確認ください。

- **とき** 健診の内容によって異なりますので詳細は通知(案内)書をご確認ください
- **ところ** 総合福祉センター保健棟
- **内容** 身体測定・問診・小児科医診察・育児相談・栄養相談など

区分	期日	対象児
4か月健診	10月11日(木)	平成30年5月24日から 平成30年6月13日生まれ
7か月健診	10月25日(木)	平成30年3月2日から 平成30年3月29日生まれ
12か月健診		平成29年10月1日から 平成29年10月31日生まれ
1歳半健診	10月4日(木)	平成29年3月14日から 平成29年4月4日生まれ
3歳健診		平成27年9月14日から 平成27年10月4日生まれ
乳幼児相談	10月9日(火)	平成30年7月14日から 平成30年8月10日生まれ

※乳幼児相談は、身体測定・育児相談・栄養相談を行います。申し込みは不要です。お気軽にお越しください。

高齢者インフルエンザ予防接種

10月からインフルエンザの予防接種が始まりました。インフルエンザが本格的に流行する前の10月から12月中旬までに予防接種を受けましょう。

- **接種期間** 平成30年10月1日から平成31年3月31日まで
- **対象者** ①65歳以上の人②60歳以上65歳未満で身体障害者手帳1級程度の障がいを持つ人
- **接種費用** 1,300円。なお、上記の対象者で生活保護世帯の人は無料(診療依頼書が必要)です
- **接種できる医療機関** 福岡県内の指定医療機関 ※事前に予約が必要です。

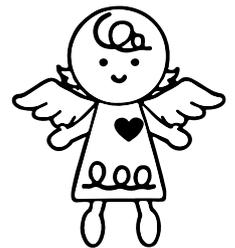
母子健康手帳の交付

- **とき** 毎週水曜日の午前10時から11時30分まで。必ず妊婦本人がお越しください。日時の都合がつかない場合はご相談ください
- **ところ** 総合福祉センター保健棟
- **必要なもの** 妊娠届出書(ある人のみ)、個人番号カードまたは個人番号通知カードと本人確認ができるもの(運転免許証等)

いのちへの優しさとおもいやり ～10月は臓器移植普及推進月間です～

臓器移植とは、病気や事故によって臓器が機能しなくなった場合に、ほかの人の健康な臓器を移植して機能を回復させる医療のことです。移植できる臓器は、心臓、肺、肝臓、腎臓、すい臓、小腸及び眼球(角膜)です。

もしものとき、誰かのいのちを救うことができるかもしれません。家族や大切な人と「移植」のこと、「いのち」のことを話し合い、臓器提供について意思を示すことが大切です。臓器提供へのあなたの意思は、臓器提供意思表示カードや運転免許証、健康保険証の意思表示欄への記載で示すことができます。



- **問い合わせ** 日本臓器移植ネットワーク ☎(0120)78局1069番または福岡県メディカルセンター ☎(092)432局5577番まで

年金の

そこが知りたい

役場国保年金係 ☎ 42局 2111番

国民年金からのお知らせです



QUESTION ANSWER Pension

免除された保険料を追納すると年金額を増やせます 60歳になる前に退職したときは国民年金の手続きを忘れずに

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入しなければなりません。

60歳になる前に勤務先を退職したときは、厚生年金から国民年金への変更の届出が必要です。また、退職した人に扶養されていた60歳未満の配偶者も種別変更の届出が必要となります。

届出をしないままですと、年金額が少なくなったり、万一の際に障害年金が受け取れない場合がありますので、手続きはお早めにお済ませください。

●手続きに必要なもの

年金手帳、印かん、離職票または雇用保険受給資格者証（ある人のみ）

●保険料額

国民年金の保険料は月額16,340円（平成30年度）です

※保険料の納付が困難な場合、保険料が免除になる制度があります。詳しくはお問い合わせください。

保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めた人と比べ老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

将来受け取る年金を増額するために、免除等の承認を受けた期間の保険料について10年以内であればさかのぼって納付（追納）することができ、追納した期間の保険料は「全額納付」として算定されます。

ただし、免除の期間の翌年度から起算して3年目以降の保険料を追納する場合には当時の保険料に一定額が加算されます。また、既に老齢基礎年金を受け取っている人は追納できません。

追納には申し込みが必要です。お近くの年金事務所（直方年金事務所）へご相談ください。

●手続きに必要なもの

マンナナンバーカード
または通知カード、
運転免許証等、
年金手帳、印かん



●問い合わせ

役場保険健康課国保年金係または直方年金事務所 ☎ 22局 0891番まで